

令和5年4月4日

牛久市立小・中・義務教育学校
児童生徒の保護者のみなさま

牛久市教育委員会教育長 染谷 郁夫

新型コロナウイルス感染症関連のおしらせ（第33報）
（新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について）

日頃より牛久市教育行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

文部科学省において「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定され、新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方、効果的な換気の実施、給食等の食事をする場面における対策等について留意事項等が示されました。

この中では、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」とされております。主な改定の内容及びその留意事項等について、下記のとおりお知らせします

記

1. マスク着用の考え方の見直しについて

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。

2. 基本的な感染対策について

- 基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等、引き続き実施する。

3. 給食等の食事をする場面における対策について

- 給食等の食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意する。その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないとする。